

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 64
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

★過去のニュースは協会ホームページに掲載しております。

歯科 施設基準（歯援診1）

経過措置の取り扱いについて



■経過措置の取り扱い（これまで）

- ・在宅療養支援歯科診療所1（歯援診1）の施設基準について、2022年の改定にて「歯科訪問診療料の年間算定回数の要件が15回以上から18回以上に変更となり、2023年3月末までは、既届出医療機関は基準を満たすものとする」との経過措置が設けられています。
- ・改定時、経過措置終了後に歯援診1を継続する場合は、再届出が必要との取扱いが示されました。

■経過措置の施設基準の取扱い通知（令和5年3月10日付）

- ・3月10日厚労省通知「令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」
- ・通知内の「令和5年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの」一覧に歯援診1の記載はありませんでした。

よって、

- ・既届出医療機関が継続する場合の再度の届出は不要となりました。
- また、23年7月1日の定例報告にて報告を行うこととされました。